

令和8年度宇治市文化芸術活動動画配信事業

動画作品募集 要項

1 目的

多様な媒体を活用した文化芸術に関する情報発信のため、インターネット上の動画配信という形で、「文化芸術活動の場」を提供するとともに、市民が文化芸術にふれる機会を提供することを目的とします。

2 概要

市内で文化芸術活動を行っている方から動画作品を募集し、YouTube の「宇治市文化芸術活動おうえんチャンネル」にて配信します。

3 申込者

原則、以下のすべての条件に該当する個人又は団体

- (1) 宇治市内での文化芸術活動の実績があり、申込時点で活動をしている個人・団体であること
- (2) 個人の場合は、宇治市在住・在学・在勤者であること
- (3) 団体の場合は2分の1以上が宇治市在住・在学・在勤者で構成されていること

4 募集内容

音楽、美術、写真、演劇、舞踊など文化芸術基本法第8条から第14条に列挙されている分野の動画作品です。

申込は個人または1団体あたり約4作品です。

5 対象となる動画作品の条件等

- (1) 日頃からの文化芸術活動の紹介、成果の発表や、作品の解説を動画作品にしたものであること
 - (例)・音楽演奏、ダンス、朗読、演劇などのパフォーマンス
 - ・絵画、工作等美術品等の作品及びその制作風景
 - ・アニメーションやドキュメンタリーの短編映像
 - ・インタビュー形式等による文化芸術活動の紹介、案内
- (2) 動画作品は15分程度のものであること
- (3) 動画作品に使用する音楽、映像、シナリオ等の権利処理については、申込者の責任において著作権の利用許可の手続き及び費用負担を行うこと
- (4) 動画作品のファイル形式は YouTube でサポートされているものであること

6 対象とならない動画作品

- (1) 申込者以外の作品を無断で利用する等、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (2) 特定の企業や商品の宣伝・販売活動を主な目的とするもの
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝・主張が含まれるもの
- (4) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (5) 寄附やその他勧誘を主な目的とするもの
- (6) 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ、氏名等を偽った申込みなど、公序良俗に反するもの
- (7) 日本国憲法、法律、政令、条例等の法令に違反するもの
- (8) YouTube の利用規約に違反するもの

※なお、対象とならない動画作品に該当することがわかった場合は、申込者の了解なく動画を削除させていただく可能性があります

7 費用

無料

8 募集の内容

(1) 作成された動画作品

①募集期間 令和8年5月1日(金)から令和9年2月26日(金)まで(必着)

②申込方法 所定の“動画作品申込書兼確認書”に必要事項を記載し、動画作品を添えて、宇治市文化スポーツ課へ郵送、メールまたは持参してお申込みください。

③動画作品について

- ・USB又はSDカードにて提出、もしくは、データにて送付してください
- ・ファイル形式はMP4です
- ・提出いただいたUSBやSDカードは返却いたしません
- ・各自で必要な編集をしたうえでお申し込みください
- ・ご希望のサムネイルがある場合は、USB又はSDカードに動画とともに保存してください

9 動画作品の配信

作品の提出後、内容を確認し、動画作品の掲載の可否を通知します。

掲載が可能な動画作品は、準備ができ次第、YouTube 内の「宇治市文化芸術活動おうえんチャンネル」にて動画の掲載、配信をします。

宇治市文化芸術活動おうえんチャンネル URL

<https://www.youtube.com/channel/UCRSkd8gkbsL7bE9FkWKp9QA>



宇治市文化芸術活動おうえんチャンネル
QRコード

10 その他

- (1) 提出された動画作品の著作権は申込者に帰属し、申込者が他のサイトで配信することは可能です。
- (2) 市は YouTube の「宇治市文化芸術活動おうえんチャンネル」にて動画の掲載、配信等、本事業の実施にあたり必要な範囲で掲載した動画作品を、無償かつ通知を要せず、必要な期間、使用することができるものとします。

11 申込み・問い合わせ先

・宇治市産業観光部文化スポーツ課

住所 〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地

電話 0774-20-8724

FAX 0774-20-8977

メール bunkasportska@city.uji.kyoto.jp